

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市博多区西月隈四丁目8番32号

氏名 エコアス 株式会社

代表取締役 大澤 清和

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎

許可の年月日 平成21年11月1日

許可の有効年月日 平成28年10月31日

## 1. 事業の範囲

事業の区分	中間処理業
処理方式	脱水
産業廃棄物の種類	汚泥（有機性のものに限る。）、以下余白

## 2. 事業の用に供する施設

施設の種類	脱水施設
設置場所	福岡市博多区西月隈四丁目932番1, 932番2
設置年月日	平成16年9月13日
処理能力	汚泥（有機性のものに限る。） 31.2m <sup>3</sup> /日（8時間）
許可年月日	平成16年9月13日
許可番号	第196号

## 3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にて行うこと

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年11月1日	更新許可
平成24年6月18日	優良基準適合確認
平成25年2月26日	住所変更

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

なし

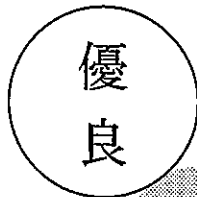
## 備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則附則第16条に規定する、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すものです。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

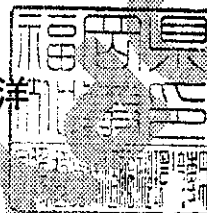
住所 福岡市博多区西月隈四丁目8番32号

氏名 エコアス株式会社  
代表取締役 大澤 清和



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成 21年 7月 20日

許可の有効年月日 平成 28年 7月 19日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん 以上17品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 7月20日 更新許可

平成25年 2月28日 変更届出により住所の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

有  無

(積替え許可を有している場合において、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の保健福祉環境事務所で行ってください。

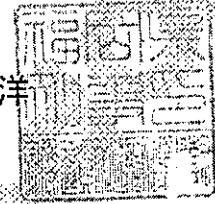
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡市博多区西月隈四丁目8番32号

氏 名 エコアス株式会社  
代表取締役 大澤 清和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 25年 11月 12日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 30年 11月 12日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

裏面のとおり  
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
なし

5. 積替え許可の有無 有 ・  無  
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号  
以下余白

6. 規則第1.0条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の保健福祉環境事務所で行ってください。